

し、その邸地と成りにし後は町名に呼ぶことゝなれり。

○柿木島來歴

三壺記に云ふ。元和二年の頃瀧與右衛門と云ふ者、石川・河北兩郡裁許被仰付、諸代官等も其の下司に隨ふ。才川大橋より坂の上畠にて所々小松あるを町地となし、町中に挟まれる諸寺院を泉野へ移し、下口惣構の内の寺共は淺野川山の際へ移し、才川がけの上野に柿木畑・栗林・ぶとう棚、山のかたはしにいちご畠を付けさせられ、野田道右手の野原に油木數十本植ゑさせられ、三ッ屋の在所に土藏を立て、木の實を取入れ云々。菅家見聞集には、元和二年金澤中町々立替り、町中に有之寺庵をば泉野並に淺野川山際へ集められ、野田道に並松を植ゑ渡し、道並に馬場を付けられ、此の邊に柿木島・栗木林・葡萄棚・覆盆子畑・油木等を植ゑしめられ、宮腰に直道を付けたり。右の事共今枝内記下知を以て、瀧與右衛門是を奉行すとあり。淺野茂枝曰く、利常卿は都て菓物を甚だ數寄好ませ給ふにより、菓物を指上げゝるに依つて賜へる御書、或は御印をなし下し給へる獻上目録共、舊家に多く持ち傳へたり。其の御書等を見る

に柿の御書いと多し。柿の實を殊にすかせられし事知らせけりと。今按ずるに、柿の御書左の如し。

石川郡四十萬村全性寺所藏

四十萬道場より柿・梨一折、祝着之よし心得候て可申候。謹言。

九月廿四日

利 光判

同郡松任本誓寺所藏

大和柿一籠到來、爲悦事候し。

九月十六日

肥前利常判

植生八幡上田氏所藏

越中植生神主祈禱之札並柿一籠持參、怡悦之旨可申聞候也。

九月十七日

印

金澤寶幢寺所藏

爲歸城見廻祈禱之御札並柿一籠持參、怡悦之事候。謹言。

八月十七日

利 常印

湯淺祇庸所藏

大和柿一折到來、令悦候し。

八月廿七日

利 常印

此の外にも柿獻上目録等、御印被成下分舊家に多し。平次按ずるに、拾葉名言記に、小松に在城し給ふ頃、小松葭島に美濃八谷柿御植ゑさせ、美濃よりつるし柿仕る者被召寄、甘干つるし柿仰付けられたり。或時此の柿の皮捨つるかと御尋ねあり。定めて左様にも御座候哉と申上る。急ぎ其柿の皮御前へ上げ可申由被仰出。依て奇麗に致し上げゝるに、御菓子師才次に仰付られ、此皮干して粉に仕り、米を入れて粉に致し、柿搗と申す團子に仕上るやうにと御好被遊。即上げゝるに、下々皮など可捨事にあらず。其心ゆゑに喰物に事を缺くなり仰せらる。此御意を承り、人々至極仕り、御露地の者ども夫より此皮をば貰ひて歸りけり。とあり。是らの事にても柿は殊に好かせられしこと知られけり。されば此の柿木島を初め、木、新保常福寺前の御畑地、及び材木町の柿木町など、皆そのさき召上り用の柿木を植ゑられし地なりといひ傳へたり。その中にも此の柿木島は、利常卿その柿實を召上げられし事、小松遺文に載せたる古文書にてもいぢるし。其の文如左。

覺

- 一、大和柿百、木淡柿卅 寺西若狹殿
- 一、同 山崎長門殿
- 一、同 奥野右兵衛殿
- 一、同 永原左京殿
- 一、同 小幡右京殿
- 一、同 松平右馬助殿
- 一、同 前田七郎兵衛殿
- 一、同 富田越後殿
- 一、同 成田半右衛門殿
- 一、同 永原大學殿

右金澤御島之柿被下之旨申來に付、如此候。御請無宛所御調、會所迄取可被遣候。已上。

九月廿八日

會 所

覺

- 一、大和柿五十、木淡柿三十 江守覺左衛門殿
- 一、同 平岡志摩殿
- 一、同 湯原八丞殿